

仕様書

1 業務名

千代田区立学校等外国人講師派遣業務

2 業務目的

千代田区立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校(以下「学校等」という。)における外国語に関わる教育活動の振興を図り、国際教育の推進に資することを目的として、英語を母語とする外国人講師(以下「派遣講師」という。)を学校等に派遣し、教員等とともに外国語に関わる教育活動の指導・支援を行う。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1)保育園・幼稚園・こども園・小学校

①外国語に関わる教育活動についての指導

- ア 学校等の経営方針に基づき、区立保育園・幼稚園・こども園・小学校の園児・児童に対し、国際教育の推進に向け、言語としての英語の特性に触れるとともに、外国の生活・風習・文化に親しむことを目的とした指導を実施するため、各学校等において教員を支援する。
- イ 楽しく英語に慣れ親しむコミュニケーション活動の充実を目指し、園児・児童の発達段階に応じた活動が実施できるよう、指示・発問・例示(デモンストレーション)・資料提示等について、発達段階に応じた第二言語習得理論に基づく指導法を取り入れ、無理なく取り組める内容とする。以下に区の指導方針を示すので、この方針に沿った指導を行う。

<区の指導方針>

区分	方針
保育園 幼稚園 こども園	歌やゲーム等の体験活動や、日常的な遊び・生活等を通して、外国語や異文化に親しむ態度を育む。
小学校1学年 小学校2学年	歌やゲーム等の体験活動を通して、外国語や異文化に対する興味・関心を高めるとともに外国語によるコミュニケーションを図るための素地を育む。
小学校3学年 小学校4学年	外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむとともに、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養い、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

小学校5学年 小学校6学年	外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて理解を深めるとともに、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じ自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養い、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ウ 発達段階に応じて、外国語や外国の生活に直接触れ体験する活動を設定する。
- エ 園児・児童の興味・関心を喚起し、外国語に関わる教育活動に対する意欲が高まるように、工夫した指導内容とする。
- オ 絵・写真・VTR、歌・踊り・民謡といった音楽など、視覚的・聴覚的な資料を準備・活用した活動を開く。
- カ 勤務時間中における外国語に関わる授業以外の授業等や、好きな遊び・給食・休み時間・クラブ活動・学校行事等の教育活動において、園児・児童との触れ合いの場として日常的な交流活動を行うほか、学級担任等との打ち合わせ及び短時間学習の授業、準備等にあたる。また、校(園)内の外国語に関わる教育活動にかかる環境整備にあたる。

②外国語の教育活動にかかる指導計画の立案補助

学習指導要領に基づく、外国語に関わる教育活動をより効果的にするため、学校等ごとに、指導のねらい、使用する教材、指導の方法や進行等の必要事項について、各学年の年間指導計画・学習指導案の作成を補助する。

また、年間全体計画・学習指導案を基に、具体的な指導内容・方法について、指導の前に各学校等との間で、事前協議を行う。

③教材の作成・提供

- ア 本区の業務目的に適したオリジナルの教材を開発・作成し、各学校等へ提供する。
- イ 園児・児童の発達段階に柔軟に合わせた内容・表現の教材とする。
- ウ 外国語や外国の生活・風習・文化等に親しめる内容とし、園児・児童の興味・関心を喚起し、外国語の教育活動に対する意欲が高まるような教材とする。

④その他、校長・園長が指示した外国語にかかる教育活動

⑤英語活動にかかる指導時間数

		園	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計	基本派遣曜日
麹町小学校 (幼稚園)	クラス数	4	4	3	3	3	3	3		23	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90			
	時間数計	84	84	63	165	165	270	270		1101	
九段小学校 (幼稚園)	クラス数	3	3	2	3	3	2	3		19	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90			
	時間数計	63	63	42	165	165	180	270		948	
番町小学校 (幼稚園)	クラス数	3	2	2	2	3	3	2		17	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90			
	時間数計	63	42	42	110	165	270	180		872	
富士見小学校 (ふじみこども園)	クラス数	6	3	3	2	3	3	3	1	24	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90	11		
	時間数計	126	63	63	110	165	270	270	11	1078	
お茶の水小学校 (幼稚園)	クラス数	3	2	2	3	2	2	2		16	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90			
	時間数計	63	42	42	165	110	180	180		782	
千代田小学校 (幼稚園)	クラス数	3	2	2	2	2	2	2	2	17	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90	11		
	時間数計	63	42	42	110	110	180	180	22	749	
昌平小学校 (幼稚園)	クラス数	3	2	1	1	2	2	2		13	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90			
	時間数計	63	42	21	55	110	180	180		651	
和泉小学校 (いづみこども園)	クラス数	6	2	2	2	2	3	3		20	月曜～金曜
	配置時間数	21	21	21	55	55	90	90			
	時間数計	126	42	42	110	110	270	270		970	
麹町保育園	クラス数	1								1	
	配置時間数	6									
	時間数計	6								6	
神田保育園	クラス数	1								1	
	配置時間数	6									
	時間数計	6								6	
西神田保育園	クラス数	1								1	
	配置時間数	6									
	時間数計	6								6	
四番町保育園	クラス数	1								1	
	配置時間数	6									
	時間数計	6								6	
計	クラス数	35	20	17	18	20	20	20	3	153	
	時間数計	675	420	357	990	1100	1800	1800	33	7,175	

- ・実際の指導時間数は上記時間から増減することがある。
- ・クラス数は見込みであり、令和8年4月に確定する。
- ・保育園は1園全体を1学級とする。
- ・富士見小学校・千代田小学校特別支援学級は2学級を1単位として指導を実施する。

(2)中学校・中等教育学校

①英語教育にかかる指導

ア 外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考え方などを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指し、外国語科の授業及び国際教育に関する指導を、教員の補助として実施する。

イ 勤務時間中における外国語に関わる授業以外の授業等や、給食・休み時間・部活動・学校行事等の教育活動において、生徒との触れ合いの場として日常的に交流活動を行うほか、学級担任との打ち合わせ及び授業準備等にあたる。また、校内の英語教育に関わる環境整備にあたる。

②英語教育にかかる指導計画の立案補助

学習指導要領に基づいた英語教育をより効果的にするため、学年ごとに、指導のねらい、使用する教材、指導の方法や進行等の必要事項について、年間指導計画・学習指導案の作成を補助し、必要に応じて情報提供を行う。また、年間全体計画・学習指導案を基に、具体的な指導内容・方法について、指導の前に学校との間で事前協議及び事後確認を行う。

③教材の作成・提供

必要に応じて本区の業務目的に適したオリジナルの教材を開発・作成し、学校へ提供する。

④中学校・中等教育学校及び区主催の国際教育推進のための活動の指導・助言及び評価

⑤その他、校長が指示した外国語にかかる教育活動

⑥英語教育にかかる指導時間数

		1年	2年	3年	特別支援学級・不登校対応校内分教室	計	基本派遣曜日
麹町中学校	クラス数	4	3	3	1	11	月曜・火曜・金曜
	配置時間数	140	140	140	35		
	時間数計	560	420	420	35	1435	
神田一橋中学校	クラス数	4	3	3	1	11	水曜・木曜・金曜
	配置時間数	140	140	140	35		
	時間数計	560	420	420	35	1435	
九段中等教育学校(前期課程)	クラス数	4	4	4		12	月曜・火曜・金曜
	配置時間数	140	140	140			
	時間数計	560	560	560		1680	
九段中等教育学校(後期課程)	クラス数	4	4	4		12	水曜・木曜・金曜
	配置時間数	140	140	140			
	時間数計	560	560	560		1680	
計	クラス数	16	14	14	2	46	
	時間数計	2240	1960	1960	70	6230	

- ・実際の指導時間数は上記時間から増減することがある。
- ・クラス数は見込みであり、令和8年4月に確定する。
- ・麹町中学校特別支援学級は2学級を1単位として指導を実施する。
- ・神田一橋中学校不登校対応校内分教室は3学級を1単位として指導を実施する。

5 業務の実施

(1)指導日・指導時間は、学校等と派遣講師が調整して決める。なお、緊急時その他のやむを得ない事情により、派遣日を変更(中止を含む)する場合には、学校等は速やかに派遣元事業者へ変更事項を連絡する。

(2)病気・事故等の障害により、派遣講師の来校(園)不能の事態が発生した場合には、派遣元事業者は学校等に連絡の上、当日の授業に支障のないよう、速やかに代替の派遣講師を派遣するものとする。

(3)業務中に使用する機器等は学校等にあるものに関しては事前相談の上、使用することができる。学校等に必要な機器等がない場合は受託者保有のものを持参し、その機器等の保守・修理について、区教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

(4)来校(園)した派遣講師は、業務の履行のために必要な学校等施設の電気等を無償で使用することができる。

(5)派遣講師

①派遣講師は、大学卒業以上で基本的に英語を母語として使用し、かつ教職員と日本語でコミュニケーションをとることができ、適正に園児・児童・生徒を指導できるなど、業務遂行に係る十分な能力又は適性を有する者を派遣すること。派遣講師は、外国語としての英語教育に関する資格(TESOLなど)を取得していることが望ましい。

②派遣講師は、日本の教育環境や教育システム等の研修を受け、理解しているものとする。

③派遣講師は、日本で学校教育に従事することができる適正な在留資格(教育ビザ等)を保持しているものとする。

④派遣する講師の中には、業務経験豊かで、他の派遣講師を指導する立場(トレーナー或いはヘッドティーチャーなど)の者を複数名含むこと。

⑤受託者は定期的に派遣講師に対して授業観察や研修を行い、派遣講師の指導技術の向上に努めること。

⑥計画を作成するにあたっては、同一学校には同一の派遣講師が年間を通して指導を行うようすること。

⑦年度内に派遣講師を変更せざるを得ない場合は、区教育委員会に事前に相談すること。ただし、急病や事故、緊急で帰国せねばならない事情がある場合などはこの限りではなく、速やかに区教育委員会へ書面を提出すること。

⑧上記「4 業務内容」で提示した指導内容を実施する力が足りないなど、派遣講師の問題で業務遂行に支障がある場合など、派遣講師の責に帰すべき事由により区教育委員会から交代依頼があったときには、速やかに代替の派遣講師を指導にあたらせること。

⑨派遣講師は教員等の授業力向上に資する助言や提案を行い、必要に応じて研修等を行うこと。

6 派遣元事業者の業務

(1)就業場所への派遣講師の派遣

最初の派遣日までに、派遣先の学校等の所在地、通勤方法等の確認を行う等、派遣に必要な業

務を行う。

(2)研修の実施、参加

派遣講師に対して、採用時及び学校配置後に学校等の国際教育推進のために必要な能力を身に付けさせるための研修を適宜実施する。

さらに、区教育委員会が開催する外国語研修会(年1回開催、1回4時間程度)の企画立案に関する助言を行い、授業実践に関する情報提供を行う。また、校(園)内で実施する研修の企画立案に対する助言を行うほか、必要に応じて研修へ参加する。

(3)派遣講師への指導機会の設定および業務報告

事業者が主催する派遣講師を対象とした連絡会を定期的に実施し、区の指導方針に基づく業務が遂行できるような指導を行う。連絡会の内容は報告書に取りまとめ、他の業務内容に関する事項と合わせて、各学期終了時に区教育委員会へ定期的に業務報告を行う。

(4)服務指導および労務管理

派遣講師の勤務態度、勤務実績の把握に努め、各学期終了時に勤務評価(派遣講師自身の自己評価を含む)を行う。また、勤務評価に則り、必要に応じて派遣講師に適切な指導を行う。評価結果及び指導内容は、6(3)と同様に区教育委員会へ定期的に報告を行う。

(5)業務に関するアンケート調査の実施

受託者は、各学期終了時に、各学校等に対して業務に関するアンケートを実施し、以下の事項を確認する。

- ・業務の実施状況
- ・その他意見

アンケート結果は、6(3)と同様に区教育委員会へ定期的に報告を行うとともに、改善計画を提示する。

(6)カリキュラムの作成

区独自カリキュラムの作成及び加除・訂正等を、区教育委員会及び学校等の方針に従い、主体的に行う。

(7)情報提供・提言

区教育委員会の求めに応じ、業務改善のための情報提供や提言を行う。

(8)定期健康診断等の実施

派遣元事業者が労働安全衛生法第66条に定める健康診断を行う。また、派遣講師が学校等で勤務するにあたって必要な予防接種を受けられるよう取り計らうこと。

(9)労働者派遣法により受注者に義務付けられている諸手続き

(10)労働基準法その他労働関係法規の遵守

7 派遣期間、派遣就業日、派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間等

(1)派遣期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間のうち、区が指定する期間

(2)派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間等

午前8時00分から午後4時30分までの間で、学校が指定する7時間00分(通常勤務)、2時間5

5分(半日勤務)を勤務時間とする。通常勤務の場合、休憩時間は指揮命令者の指示に従い1時間以上をとる。

(3)派遣就業日

(通常勤務)年間2,320日程度 (半日勤務)年間12日程度

保育園	1園あたり年間2日程度※半日勤務
小学校(併設する幼稚園・こども園含む)	年間約45週、延べ週4~5日程度(1校園あたり年間190日程度)
中学校	年間約45週、延べ週3~4日程度(1校あたり年間160日程度)
中等教育学校	年間約45週、延べ週3~4日程度(前期課程・後期課程ごとに年間160日程度)

(4)派遣人員

予定人員13名程度

保育園	各園に1名程度	
小学校(併設する幼稚園・こども園含む)	併設された幼稚園・こども園と小学校はセットで1名程度	8校(園)に計8名程度 (例)麹町幼稚園・麹町小学校に1名
中学校	各校に1名~2名程度	2校に計3名程度
中等教育学校	前期課程・後期課程ごとに各1名程度	1校に計2名程度

いずれも、場合によっては各校園に複数名の派遣や1名が複数の園・校を兼任できるものとする。

(5)派遣先責任者

千代田区教育委員会指導課長

(6)指揮命令者

派遣先校長、副校長および国際教育担当教員(小学校)、英語科教員(中学校・中等教育学校)、

派遣先園長および副園長(保育園・幼稚園・こども園)

8 派遣講師の派遣先・就業場所

派遣先:千代田区教育委員会

就業場所:下記のとおり

保育園名	所在地
(1)麹町保育園	千代田区一番町4番地
(2)神田保育園	千代田区神田淡路町二丁目109番地
(3)西神田保育園	千代田区西神田二丁目6番2号
(4)四番町保育園	千代田区四番町11番地
幼稚園名	所在地
(1)麹町幼稚園	千代田区麹町二丁目8番地
(2)九段幼稚園	千代田区三番町16番地
(3)番町幼稚園	千代田区六番町8番地
(4)お茶の水幼稚園	千代田区神田猿楽町一丁目1番1号
(5)千代田幼稚園	千代田区神田司町二丁目16番地
(6)昌平幼稚園	千代田区外神田三丁目4番7号

こども園名	所在地
(1)いづみこども園	千代田区神田和泉町1番地
(2)ふじみこども園	千代田区富士見一丁目10番3号
小学校名	所在地
(1)麹町小学校	千代田区麹町二丁目8番地
(2)九段小学校	千代田区三番町16番地
(3)番町小学校	千代田区六番町8番地
(4)富士見小学校	千代田区富士見一丁目10番3号
(5)お茶の水小学校	千代田区神田猿楽町一丁目1番1号
(6)千代田小学校	千代田区神田司町二丁目16番地
(7)昌平小学校	千代田区外神田三丁目4番7号
(8)和泉小学校	千代田区神田和泉町1番地
中学校・中等教育学校名	所在地
(1)麹町中学校	千代田区平河町二丁目5番1号
(2)神田一橋中学校	千代田区一ツ橋二丁目6番14号
(3)九段中等教育学校	千代田区九段北二丁目2番1号

※学校等の連絡窓口は、管理職または国際教育担当教員、英語科教員とする。

※学校の移転等があった場合は、移転先の学校を対象とするものとする。

9 安全及び衛生に関する事項

労働安全衛生法の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成・保持に努めるものとする。

10 派遣講師からの苦情の処理に関する事項

(1) 苦情の申し出を受ける者

派遣元責任者、派遣先責任者

(2) 苦情処理方法・連携体制等

苦情の申し出を受けたときには、それぞれの責任者が誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。

また、派遣元事業者は区教育委員会に速やかに内容を報告すること。

11 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

「労働者派遣契約書」第25条に基づくものとする。

12 事故等

業務中に派遣労働者が被った事故については、千代田区は一切の責任を負わないものとし、受託者が労災保険等に加入し対応するものとする。

13 派遣料金

(1)区は受託者に対し、労働者派遣の対価として派遣料金を支払う。

(2)本契約は単価契約とし、派遣労働者1人の派遣就業日1日当たりを派遣契約単価とする。
なお、打ち合わせにかかる経費は、派遣契約単価に含むものとする。

14 支払方法

(1)供給完了書2部及び履行状況が確認できる業務報告書を当該月の業務終了後に提出する。
(2)区は、履行検査合格後、適正な請求書及び関係書類を受理した日から30日以内に支払うものとする。

15 個人情報の保護

「個人情報保護に関する特記仕様書」による。

16 知的所有権の帰属

(1)受託者の派遣労働者が委託者の派遣業務従事中に行った職務発明、職務考案、職務意匠、職務著作(プログラムを含む)、その他の知的所有権は、すべて委託者に帰属し、委託者の所有とする。
(2)受託者の派遣労働者が行った発明が特許法第35条(準用されている実用新案法第11条、意匠法第15条を含む)の職務発明に該当する場合には、委託者が特許(実用新案登録・意匠登録を含む)を受ける権利を当然承継し、この権利の帰属に伴う派遣労働者への補償金の取扱いも含めて委託者の定める職務発明取扱い規程に従うものとする。ただし、受託者と派遣労働者間の取扱いについては、受託者において定めるものとする。